

# 国際司法裁判所による 竹島問題の解決

## はじめに

「竹島」問題の解決にあたっては、我が国は一貫して、国際法にのっとり冷静かつ平和的な解決を目指しています。平和的な解決を図る方法として、「国際司法裁判所による紛争の解決」は有効な一つ的手段です。

日本政府はこれまで3回にわたり、韓国政府に対して、竹島問題を国際司法裁判所に合意付託することを提案してきましたが、韓国政府はこれを拒否しています。

こうしたなか日本政府では、韓国政府に対して引き続き提案に応じることを強く求めるとともに、単独提訴を含め様々な検討・準備が進められています。

今回の特別展示では、国際司法裁判所による竹島問題の解決について、国際司法裁判所の制度や仕組み、裁判を実現するうえで必要な手順や課題について考えます。

# 日本政府の立場

(応訴管轄も視野に、竹島問題を取り上げて然るべきとの質問に対して)

「韓国側が応ずるかどうかは別として、日本はこれを提訴する権利はあるわけであります。しかもまた、このような方法(応訴管轄)をとることは、これはやはり平和的解決の一つの方法であり手段であるということもまた御発言のとおりであります。そういうことも踏まえ、交渉を始めたいと考えております。」

(第84回衆議院外務委員会24号昭和53年6月14日(園田国務大臣答弁))

(毅然として国際司法裁判所に訴えるべきとの質問に対して)

「我が国は、竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、そして1962年、さらには2012年に、韓国政府に対し、竹島問題を国際司法裁判所に合意付託することなどを提案しております。これまで韓国政府は我が国の提案に応じてはませんが、竹島問題を冷静、公正かつ平和的に解決するために、これらの提案に応じることを引き続き強く求めていきたいと考えています。」

(第189回衆議院予算委員会第三分科会1号平成27年3月10日(岸田国務大臣答弁))

(単独提訴を行うと何か不都合があるのかという質問に対して)

「御指摘のさまざまな対応というのはあり得るのだとは思いますが、まさにさまざまな検討、準備を進めているというところをごさいまして、今後、種々の情勢を総合的に判断して適切に対応するというところでございます。」

(第190回衆議院予算委員会第三分科会1号平成28年2月25日(大菅政府参考人答弁))

# 国際司法裁判所

国際司法裁判所(ICJ)とは、国際連合(国連)の主要な司法機関である。条約の解釈や国際法上の問題など、法律的紛争について、国は、訴えを提起することができる。

## 国際連合主要機関

総会

安全保障  
理事会

経済社会  
理事会

事務局

国際司法  
裁判所

信託統治  
理事会

国際司法裁判所は、1945年に、国際憲章とその不可分の一体をなす国際司法裁判所規程に基づき設置された。

国際連盟の常設国際司法裁判所(1922-1944年の間に裁判を行った)を前身とする。

国連加盟国から選ばれた15人の裁判官で構成され、任期は9年、3年ごとに5人ずつ改選される。

「そのうちいずれの2人も、同一国の国民ではあってはならない」(国際司法裁判所規程3条)とされる。

これらの裁判官は、本国からの指示を受けない。



オランダのハーグの位置  
(外務省ホームページから引用、一部追記)



オランダ・ハーグの国際司法裁判所の外観

# 問題解決のために必要な手続き

## ■管轄権の設定

### (1)国際裁判における同意原則

- ・管轄権とは、裁判をおこなう権限
- ・国際司法裁判所は強制管轄権を有するわけではない。
  - \* ICJに「強制管轄権」(=一方当事者の申し立てを、他方の当事者が拒否しているにもかかわらず受理し、裁判手続きを進め、判決を下す権限)はない(「同意なくして裁判なし」)
- ・国際司法裁判所が管轄権を有するのは、紛争当事国双方がその紛争に対して、国際司法裁判所が管轄権を行使することに同意した場合。当事国双方の同意がなければ、国際司法裁判所は管轄権を行使できない。
  - \* すべての国家は主権を有しており、主権は「至高」の権力なので、同意しないかぎり、強制的に裁判を受けさせることはできない
  - 同意には、紛争発生前に同意する方式と紛争発生後にあらかじめ付託に同意しておく方式がある。

同意の代表的な4つの方法	有無
①裁判条約、裁判条項 ②選択条項受諾宣言 ③裁判付託協定(付託合意、コンプロミー)	なし
…紛争発生前に同意する方式	
④応訴管轄	可能性あり
…紛争発生後に同意する方式	

### (2)国際司法裁判所における設定方法

#### <紛争発生前に同意を与える方法>

##### ①裁判条約、裁判条項

裁判条約を締結する場合と、通常の条約のなかに裁判条項を置く場合がある。

##### [裁判条約]

\* 条約当事国間の紛争を解決する方法として、国際司法裁判所への付託を義務づける条約。

例) 国際紛争平和的処理に関する一般議定書(17条)

第17条[国際司法裁判所に付託される紛争]

すべての紛争でこれに関し当事国が互いに権利を争うものは、第39条の規定に従ってなされることのある留保を除き裁判のために国際司法裁判所に付託される。ただし、当事国が後に規定する条件で仲裁裁判所に出訴することに同意した場合には、この限りではない。右の紛争は、特に国際司法裁判所規程第36条記載の紛争を含むものとする。

##### [裁判条項]

\* 条約の解釈や適用に関する紛争を、国際司法裁判所に付託することを規定している条項。

例) 日米通商航海条約24条2項

24条2項

この条約の解釈又は適用に関する両締約国の間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。



しかし、竹島問題では…

△現状、日韓にはこれに相当するものがないため、この方法による解決は難しい。

## ②選択条項受諾宣言

国際裁判においては、一般に紛争両当事国の合意を管轄権の前提とするが、あらかじめ裁判所の管轄を義務的であると宣言していた国家間では、強制管轄権が設定される。このような宣言を可能とする条約中の規定を選択条項といい、その宣言を選択条項受諾宣言という。

### 国際司法裁判所規程第36条2項

第36条  
2.この規程の当事国である国は、次の事項に関するすべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別な合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。

#### ●日本の受諾宣言

「……1958年9月15日以後の事態又は事実に関して同日以降に発生するすべての紛争であつて他の平和的解決方法によつて解決されないものについて、国際司法裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、かつ、相互条件で、当然にかつ特別な合意なしに義務的であると認めることを日本国政府のために宣言する……。」



しかし、竹島問題では…

△日本は受諾宣言を行っているが、適応範囲を「**1958年9月15日以後の事態又は事実に関して同日以降に発生する**」紛争に限定している。

**1952年**に竹島問題が発生したとすると、韓国が受諾宣言を行ったとしても、この方法により管轄権を設定するのは、難しい

## <紛争発生後に同意を与える方法>

### ③裁判付託協定(付託合意、コンプロミー)

紛争発生後に裁判所の管轄権を認める最も一般的な方法。  
発生した紛争を、国際司法裁判所に付託するために、当事国が締結する特別の合意。

### 国際司法裁判所規程第40条1項

第40条  
1.裁判所に対する事件の提起は、場合に応じて、特別の合意の通告によって、又は書面の請求によって、裁判所書記にあてて行ふ。いずれの場合にも、紛争の主題及び当事者が示されていなければならない。

- \* 争点となっている法律問題が明記されている
- \* 当事国は法律問題の解決＝紛争解決と考えている ➡ 裁判所による判決が紛争解決につながる可能性が最も高い方法(実行性が高い！)



しかし、竹島問題では…

△合意を締結し、合意により付託するという提案は、**韓国に拒否されている。**  
合意の提案は3回行っているがいずれも拒否されているのでこれによる解決は難しい。

#### ④ 応訴管轄

紛争発生後の管轄権受諾の特殊な方法。

管轄権の基礎が存在しないにもかかわらず、紛争当事者の一方が裁判所に事件を付託した場合に、相手側当事者が裁判所の管轄権を明示または黙示に認めることによって成立する裁判管轄権。

常設国際司法裁判所と国際司法裁判所の判例において認められ、制度としても確立している。

#### 応訴管轄の流れ

・ICJの管轄権を受諾している国(A国)が受諾していない国(B国)を相手に提訴

↓

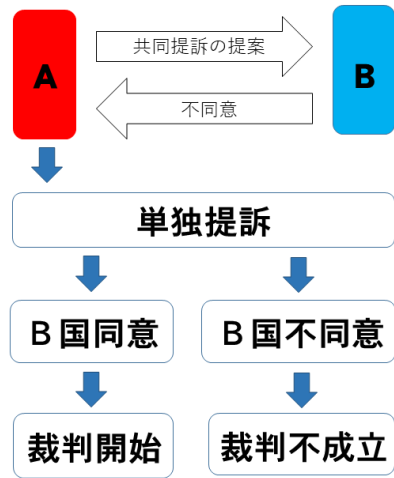
・B国が提訴に応じる意思を表明(=応訴) ← 任意(応訴する義務なし)

↓

・管轄権設定(「事後の合意」による)



◎現状残されている方法は④のみ



竹島問題に当てはめると  
Aは日本、Bは韓国となる

#### ■ 応訴管轄の成立要件

(1) 手続きの開始(国際司法裁判所規程第38条)

##### ・請求の提出

記載事項

当事者(=日韓)、紛争の主題(=竹島問題の帰属)

[!Point!]

✓「管轄権の基礎とされるべき法的根拠をできる限り」

✓請求権の性質を正確に

✓請求の基礎となる事実と理由を簡潔に



##### ・相手国(韓国)へ請求送付

→韓国が同意するまでは、総件名簿に記載されず、裁判手続きは進行しない

→冷戦期に濫用されたため、1978年の裁判所規則改正により、相手国が管轄権を受諾するまで総件名簿に事件は記載されないことになった。

#### 国際司法裁判所規則第38条

- 1 裁判所の手続きが規程第40条第1項に定める請求により開始される場合には、その請求には、請求を提起する当事者、請求の相手当事者および紛争の主題を示さなければならない。
- 2 請求には、裁判所の管轄権の基礎とされるべき法的根拠をできる限り記載する。請求には、また、請求の性質を正確に記載し、その基礎となる事実および理由を簡潔に記載する。
- 5 請求国が、請求が向けられた国がまだ同意を与えていないまたは表明していない同意に裁判所の管轄権を設定しようとする場合には、その請求は、当該国に送付されるものとする。ただし、請求が向けられた国が当該事件のために裁判所の管轄権に同意するまでは、総件名簿に記載してはならず、手続上いかなる措置もとってはならない。

(2) 同意の表明方法

・明示の宣言 → 送付された請求に合意する、応訴すると明示の表明をする

・同意していることを確実に証明するに足る行動

→ 同意していることを確実に証明するに足る行動から推定できれば構わない

# 領土の帰属に関する紛争で重要視されるもの

国際司法裁判所が竹島問題のような領土の帰属に関する紛争で重要視してきたのは、**領域主権が継続的にかつ平穩に行使されているかどうか**である。

主権とは、国家領域に存在するすべての人および物を統治し支配しうる権力であり、かつ、他の権力に従属することなく活動できる権力のことである。国際社会は他国の主権をお互いに尊重することによって成り立っている。⇒主権のうち、統治を行う権利や領域を処分する権利など、領域にかかわる権利を領域主権という。

また「継続的かつ平穩に表示」とは、「**他の関係国から抗議を受けることなく表示されている**」状態をいう。その状態を維持することが国際関係の安定性に資すると裁判所では判断される。

「領域主権の表示」は、**国家の立法・司法・行政上の統治権の行使**を指す。また、どのような行為が「主権の表示」にあたるかは、対象となる土地の状況、その他によって決まるが、必ずしもそこに統治機構を設けたり、定住を促進する必要はない。

## ・国際司法裁判所における領域主権の表示①

過去の判例において  
領域主権の表示と  
みなされたもの

- ・租税の徴収
- ・法令の適用
- ・刑事裁判権の行使
- ・登記
- ・税関設置
- ・人口調査
- ・海亀捕獲と卵の採取の規制
- ・鳥の保護区設定
- ・入域管理
- ・難破事件の捜査

竹島問題において  
領域主権の表示と  
みなされるもの

- ・閣議決定
- ・島根県告示
- ・官有地台帳への登載
- ・あしか漁の許可
- ・官有地使用料の徴収
- ・実地調査
- ・課税

国家の領有意思

行政権行使

国家の立法・司法・  
行政上の統治権の行使

## ・国際司法裁判所における領域主権の表示②

過去の判例において  
領域主権の表示と  
みなされなかったもの

- ・民間人による農漁業のための利用そのもの
- ・古文書などに基づく歴史的または原初的な権原に基づく主張

国家の行為ではない

例え歴史的権原や、原初的な権原を取得していても、相手国が領域主権を継続的にかつ平穩に行使し続けられれば、後者に基づく権原が優先することになる。妨げるには**適時抗議**しなければならない。

場合により  
領域主権の表示と  
みなされるもの

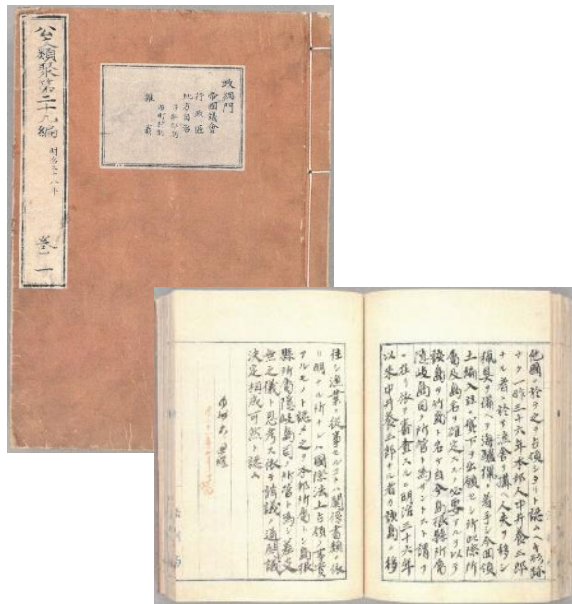
・地図

地理的近接性が領域権原を生み出すという考えは否定されてきたことから、**法的文書に付随している場合を除き、地図は効果を持たない。**

ただし、公文書の所属文書として添付されているなど、関係国の意思を物理的に表現している場合、法的効果を持つことがある。

・竹島問題における領域主権の表示

・閣議決定



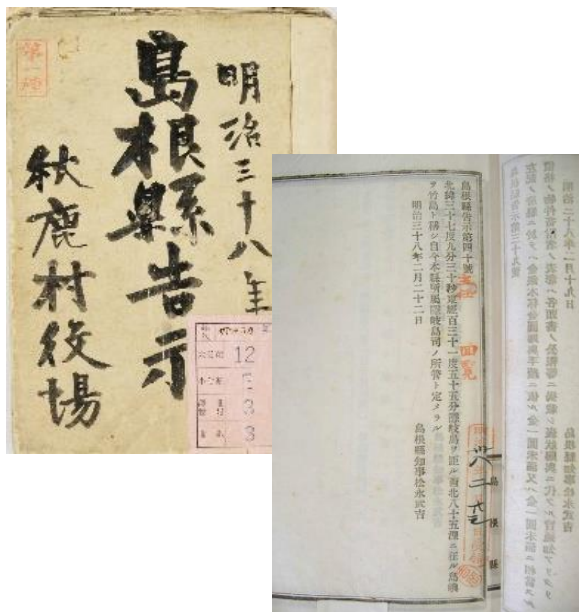
1905年(明治38年)1月28日  
『公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第一巻・政綱・帝国会議・行政区・地方自治・雑載』  
隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス  
内務大臣子爵芳川顯正請議の、無人島を竹島と名付け島根県隠岐島司の所管とすることを閣議決定した文書。

・官有地台帳への登載



1905年(明治38年)5月17日  
『隠岐国周吉穩地海士知夫郡官有地台帳』竹島官有地台帳  
隠岐島司からの上申を受けて、竹島は隠岐国内の官有地を記した台帳に登載された。  
島の位置と面積、隠岐島司の所管となった時期が記されている。昭和15年8月に舞鶴鎮守府の海軍用地となった旨の追記がある。

・島根県告示



1905年(明治38年)2月22日  
『島根県告示 明治38年』  
島根県告示第40号  
編入の閣議決定を受けて、島の位置を北緯と東経で明確にし、名称を竹島、島根県所属、隠岐島司所管とすることを島根県内全域に知らせた告示。

・あしか漁の許可

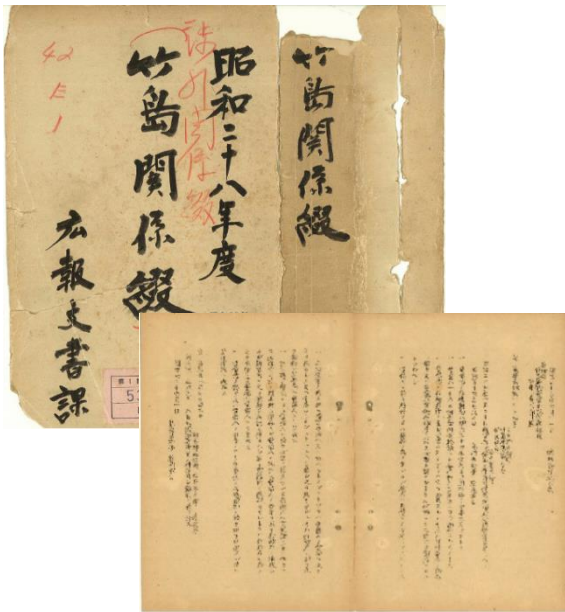


1905年(明治38年)4月14日  
『島根県令 明治38年』  
島根県令第18号(漁業取締規則)  
明治35年の島根県令第130号「漁業取締規則」第1条にある知事の許可を受ける漁業に海驢漁業を加えた規則。



・官有地使用料の徴収

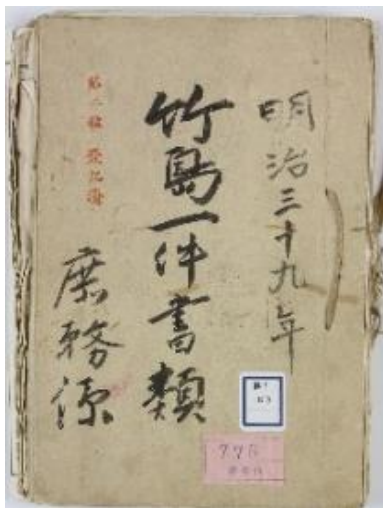
・課税



1906年(明治39年)7月2日  
『涉外関係綴(竹島関係綴) 昭和28年度』  
島根県地第2034号  
島根県知事から竹島漁猟合資会社代表社員中井養三郎宛ての指令文書。明治39年4月30日付「官有地借用願」を許可するので、提示された7項目を心得て受書を差し出すよう依頼するもの。  
期間は明治39年7月から同44年6月まで。借用賃金は1ヶ年に付金4円20銭。

1906年(明治39年)3月1日  
『島根県令 明治39年』  
島根県令第8号〔県税賦課規則〕  
島根県は、県税賦課規則の改正に際し、営業税の課目(漁業採藻)中に「海驢漁」を加えた。課額は、「年税金上り高千分ノ十五」とされた。

・実地調査



1907年(明治40年)  
『竹島及麩陵島』  
竹島視察員一行

1906年(明治39年)  
『竹島一件書類』  
明治38年8月19日、島根県知事松永武吉は、随員三名と自ら竹島の視察を行った。  
明治39年3月、知事の命により島根県第三部長神西由太郎は、隠岐島司東文輔以下44名を率いて竹島視察を行った。

## 国際司法裁判所により下された判決には法的拘束力がある

「当事者間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する」  
(国際司法裁判所規程59条)

- 判決は終結であり上告は許されない  
ただし、判決の意義または範囲について争いがある場合
  - ・・・ 解釈請求を行うことができる(規程60条)決定的要素となる性質をもつ事実で判決があった時に裁判所及び再審請求当事者に知られていなかったものが発見された場合
  - ・・・ 判決の再審を請求することができる(規程61条第1項)
- 判決が実際に執行されるかは当事国の意向による

### Q 判決の履行を強制することはできるか？

**A** 国際社会には強制執行に完全に対応する手続きがない。  
国連憲章第7章に基づく強制措置により、判決の履行を強制することは理論的には可能。

「一方当事国が判決を履行しない場合、他方当事国は国連安保保障理事会に訴えることができ、安全保障理事会は判決の執行のための勧告をするか、または必要な措置を決定することができる」(国連憲章94条第2項)

ただし、そのための手続きやとりうる措置の内容については特に定めはない。

- ⇒ 強制措置を発動するためには、判決の不履行が「平和に対する脅威」にあたりと認定しなければならない
- ⇒ 常任理事国が拒否権を行使すれば、安全保障理事会は決定を行うことができないので、判決に従わない常任理事国に対して強制措置が発動される可能性はほとんどない

国際司法裁判所の判決は、履行を強制することはできないが、国際社会において権威あるものと認められているため、ほとんどの場合自発的に履行されている。

## 【参考】

### 履行されるまでに時間がかかった判決

事件	コルフ海峡事件本案判決 (1949年4月9日)	国境地方に対する主権 事件本案判決 (1959年6月20日)	在テヘラン米国大使館 事件本案判決 (1980年5月24日)
当事国	イギリス／アルバニア	ベルギー / オランダ	アメリカ / イラン
内容	アルバニア領海内の北 コルフ海峡を、無害通 航中のイギリス駆逐艦 が触雷大破した事件。 領域使用の管理責任な どが争点となった。	オランダのバルレ・ ナッソーにある、ベル ギーの「飛び領土」バ ルレ・デュックの一部 の領有を巡って争った 事件。地図の証拠的価 値などが争点となった。	イランのアメリカ大使 館・領事館を、武装集 団が襲撃し、館員を人 質にとって立てこもっ た事件。私人の行為の 国への帰属などが争点 となった。
判決	イギリスの主張を認め、 アルバニアの国際法違 反を認定し、アルバニ アに損害賠償を命じた。	ベルギーの主張を認め、 オランダの主権要求を 退けた。	アメリカの主張を認め、 イランの国際法違反を 認定し、イランに損害 賠償を命じた。
履行	40年後	15年後	イランは履行せず、ア ルジェ協定締結で解決

### 履行されなかった判決(稀なケース)

事件	ニカラグア事件本案判決(1986年6月27日)
当時国	ニカラグア / アメリカ
内容	ニカラグアが隣国の反政府勢力に対して軍事的支援を行っているとして、 アメリカがニカラグアへの経済援助の停止やニカラグアの反政府武装組 織への支援など介入する行動をとった事件。武力不行使原則や自衛権、 内政不干渉原則などが争点となった。
判決	ニカラグアの主張を認め、アメリカによる国際法違反を認定し、アメリ カに損害賠償を命じた。
履行	アメリカは、判決を不服として履行しなかったため、ニカラグアは安全 保障理事会に訴えた。 アメリカが拒否権を行使し、安全保障理事会は判決の執行のための措置 を決定できなかったため、ニカラグアは国連総会にこの問題を付託。 国連総会はアメリカに対し、速やかに判決を履行するよう勧告したが、 アメリカは判決の履行を拒否し続けている。

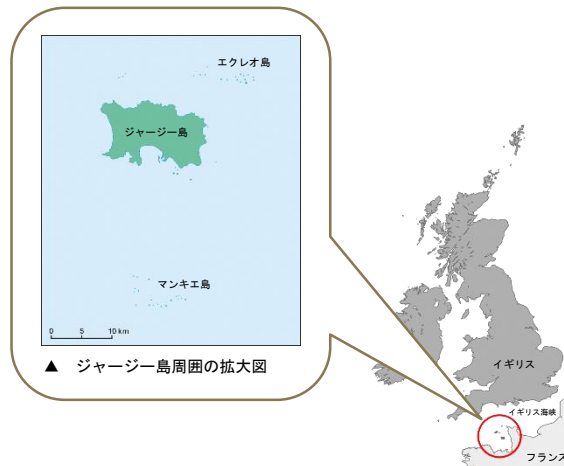
【参考】ワック『竹島問題100問100答』P126-127、有斐閣『国際法辞典』P158、P159、P162、P265-266、  
有斐閣『国際法判例百選』P66-67、P126-127、P216-217、東壽太郎『国境紛争と地図(一)』

# マンキエ・エクレオ事件

－ 竹島問題に類似した案件と判決 －

イギリス海峡のチャンネル諸島のジャージー島の南方9.8海里でフランス本土から16.2海里にあるマンキエ諸島とジャージー島の北東3.9海里でフランスの沿岸から6.6海里にあるエクレオ諸島の帰属を巡って、イギリスとフランスが国際司法裁判所で争った事件。

11世紀に遡る条約を根拠にこれら島嶼群に属する歴史的な権原を巡る論争は、無主地に対する主権獲得を争ったものではなく古くからの領有権を主張する日韓間の竹島論争と類似性がある。



## 1. 事実関係

イギリス、フランス両国は、19世紀末以来、マンキエ島とエクレオ島の帰属を巡る紛争を抱え「1066年にまで遡る古来の、ないし原初的権原を有し、その権原は常に維持され、失われたことはなかった」と主張していた。

イギリス、フランス両国は、1950年12月29日、この紛争を国際司法裁判所で解決するために特別協定を締結し、1954年12月5日、同協定に基づいて国際司法裁判所に付託した。

## 2. 両国の領有権主張

イギリス	フランス
<p>イギリスは、1066年のノルマンディー公ウイリアムによるイングランド征服を根拠に、両島嶼に対する古くからの又は原初的権原を有している。</p> <p>フランス王のノルマンディーに関する原初的な封建的権原は、名目的なものに過ぎない。</p> <p>また、エクレオ島は、13世紀の初めにイギリス王が裁判権、課税権を行使した記録があるし、19世紀初めからカキ等の漁業が盛んとなり、エクレオ島とジャージー島の関係が緊密になって以来、ジャージー島の当局はエクレオ島に対してさまざまな行政措置を採っていた。</p> <p>また、マンキエ島は、19世紀と20世紀にイギリスの国家的機能が行使されてきた。</p>	<p>フランスは、1204年にフランス王フィリップ・オーガスタスがイギリス王を追放しノルマンディーを征服して以来、両島嶼群に対し封建的権原を有する。</p> <p>また、イギリス国王（ノルマンディー公ウイリアム）は、フランス王の家臣たるノルマンディー公の資格でフランス王の封土を保有していたのであり、1202年のフランス裁判所の判決によって、イギリス国王の保有する全ての領地が没収されている。マンキエ島は、古くからフランス領ショーゼー島の属島であった。</p>

### 3. 判決の概要

国際司法裁判所は、両当事国による古い封建時代の歴史的事実に関する主張を、立証するには十分でないと判断し、それゆえ、この点について判断する必要はない、と述べた。

裁判所によれば、たとえフランス王が係争諸島に対して原初的な封土権を持っていたとしても、それは法の変化に伴って新たに必要となった別の有効な権原により代替されない限り、今日いかなる法的効果も生じない。

決定的に重要なのは、中世の諸事件に基づく間接的推定ではなく、マンキエ・エクレオの占有に直接関係する証拠である。

裁判所は、まずエクレオに対する両当事国の主張を検討した結果、次のような結論に達した。

エクレオは、13世紀の初め、イギリス王が保有する封土であるチャンネル諸島を構成する部分として扱われており、記録によれば、14世紀初めには、イギリス王が裁判権及び課税権を行使していた。19世紀はじめからカキ漁業の重要性が増すにつれて、エクレオとチャンネル諸島の一つであるジャージーとの関係が再び緊密になった。

それ以来、ジャージー当局は、同島に対して、さまざまな措置をとっている。中でも司法権、地方的行政権、立法権の行使に関する諸行為に証拠としての価値が認められる。

他方、フランスは1886年に同島に対する主権を主張するまで、有効な権原を保持していたことを示す証拠を提出していない。

したがって、エクレオに対する主権はイギリスに帰属する。

次に、マンキエについては、次のような結論に達している。

マンキエは、17世紀の初め、ジャージーにおける封土ノワールモンの一部として扱われ、裁判権が行使されたとの記録がある。

また、イギリスは、19世紀から20世紀にかけて、マンキエについて国家的機能を行ってきた。

他方、フランスは、マンキエがフランス領ジョーゼー島の属島とされてきたと主張するが、それを確認することはできない。マンキエの暗礁の外側に浮標を設置したことを含め、19世紀から20世紀にかけての行為を、フランスがこの小島群の主権者として行動するという意思を十分に示すに足る証拠とみなすことはできない。

また、そのような行為に、国家的機能の発現が含まれているとみなすこともできない。

フランスが主権を主張したのは、1888年になってからである。

したがって、マンキエに対する主権はイギリスに帰属する。

こうして、裁判所は、歴史的な権原よりも、実効的占有に直接関係する証拠に決定的重要性を付与した。

＝ポイント＝

- マンキエ・エクレオ事件の事実関係は、竹島問題に類似
- 国際司法裁判所は、古い歴史的事実に関する当事国の主張を判断せず
- マンキエ・エクレオの占有に直接関係する証拠を重視

# プレア・ビヘア寺院事件

## － 黙認の効果 －

タイとカンボジアの国境地帯の古聖地にあるプレア・ビヘア寺院とその周辺地域の帰属を巡って、タイ、カンボジア両国が国際司法裁判所で争った事件。

1904年にフランス(カンボジア保護国)とタイ(シャム)間で締結された国境条約上の国境線である分水嶺と国境委員会作製の地図上の国境線とが一致しないにも関わらず、タイが長年にわたり異議を申し出なかったことから、地図の有効性の判断が争点となった。



▲ プレア・ビヘア寺院

## 1. 事実関係

1904年2月13日にフランス(当時、カンボジアを含むインドシナの保護国)とシャム(1945年タイと改称)が締結した国境条約は、当該地域の国境はダングレク山脈の分水嶺に沿うこと、具体的な国境画定作業はフランス・シャム混合委員会が行うことを定めていた。

委員会は作業を完了したようであるが、1907年1月以降は実質的活動を停止した。

その後、シャム政府の公式要請を受けたフランス当局は1907年秋に地図を作製した。この地図によれば、国境線と分水嶺は一致しておらず、プレア・ビヘア寺院はカンボジア側に位置していた。1934年から1935年にかけて、シャムはこの地域を調査したが、その後も異議を申し出ることなく、この地図を公式に使用した。

タイは、1946年以来、フランスとカンボジアによる数回にわたる照会と抗議にもかかわらず、寺院に警備兵を常駐させた。

1958年、タイとカンボジア間で初めてプレア・ビヘア寺院を含む領土問題を話し合うため、会議が開かれたが、タイが法的問題の討議を拒否したため、会議は決裂した。

同年10月6日、カンボジアはタイを相手に一方的に国際司法裁判所に提訴し、これに対してタイは裁判所の管轄権について先決的抗弁を提出した。



## 2. 両国の領有権主張

カンボジア	タイ
1907年にフランス当局が作製し、翌年パリで出版された地図は、プレア・ビヘア寺院をカンボジア領と表示している。	この地図は、混合委員会の作業ではなかったものであり、それゆえ拘束力がない。 この地図には、重大な錯誤がある。すなわち、地図に示された国境線は、この地域の実際の分水嶺ではない。実際の分水嶺にしたがって、国境線が引かれていれば、プレア・ビヘア寺院はタイ領にある。 プレア・ビヘアに関する限り、この地図とそこに示された国境線を拘束力のあるものとして受け入れていない。仮に地図を受け入れていたとしても、それは、地図上の国境線が分水嶺に一致するように正しく引かれていたという誤った信念にもとづき、かつ、かかる信念を抱いていたがゆえに受け入れたに過ぎない。

### 3. 判決の概要

裁判所が、1961年5月26日の判決で裁判所の管轄権を確認し、本案については、1962年6月15日の判決で、カンボジアの請求を認めた。

地図が作製される数か月前に、混合委員会は活動を停止している。したがって、委員会は、地図を正式に承認していない。以上から、地図は、作製当初には何ら拘束力を有するものではなかった。

本件で、実際に問うべきなのは、当事者が、地図とそこに示された国境線をプレア・ビヘア地域の国境を画定する作業の結果を表すものとして、地図に拘束力をもたせたうえで、採択したかどうかである。1908年に、地図を出版し、シャム政府に通知したことは重要な出来事だった。地図は、シャム政府関係者や関係各位に広く配布され、知られるようになった。フランス当局は、地図が国境画定作業の成果を表すものとしてシャム政府に通知していた。

タイは、この通知はいわば一方的なものであり、正式な承認は要請されていないし、また承認しなかったと主張する。実際には、タイは、きわめて明確な方法で、行動による承認を行っていた。しかし、仮に承認していなかったとしても、シャム当局が地図に異議を唱えることを望んでいたならば、または地図について重大な疑問を抱いていたならば、妥当な期間内に、シャム当局側に何らかの対応が求められる状況だったことは明らかである。シャム当局は、その時も、またその後も長年にわたり、対応しなかった。それゆえ、黙認したものとみなされなければならない。

確立した法規則によれば、錯誤の抗弁は、次の場合には、同意を無効にする要素として認められない。すなわち、錯誤を提示する当事者が、自らの行動を通じて錯誤に寄与する場合、錯誤を回避できた場合または当事者が錯誤の発生を予見できるような事情があった場合である。地図を見たタイ側の人々の地位と資格からして、タイは、法的に錯誤を主張がたい。

こうして、裁判所は、作製当時、拘束力のなかった地図が、タイの事後の行為により拘束力のあるものとして受け入れられたということを黙認の法理で説明した。

＝ポイント＝

- 主張すべきであり、かつ主張し得た場合に沈黙する者は、同意したものとみなされる。
- 裁判所は、当事者自らの行為によって錯誤の発生に寄与したか、もしくはそれを避けることのできた場合には、または当事者が錯誤の発生の可能性について事前に予見することができる状況におかれていた場合には、同意を無効にする要素として錯誤を援用することはできないと判示した。

# 刑事司法共助事件

## － 応訴管轄の先例 －

ジブチで発生したフランス人裁判官殺人事件の刑事司法共助（刑事手続上の協力義務）を巡って、ジブチとフランスが国際司法裁判所で争った事件。

ジブチが紛争を一方的に国際司法裁判所に付託し、フランスは応訴意思を表明して管轄権に同意するとともに管轄権の範囲について争った。



### 1. 事実関係

- 1995年 ジブチでフランス人裁判官（ジブチ司法省顧問）の遺体発見
  - ⇒ ジブチの予審では自殺とされ終結
  - ⇒ フランスの予審では、ジブチ大統領が殺害に関与したとの証言
- 2004年 ジブチで新たに予審開始
  - ⇒ 刑事司法共助条約にもとづき、フランスに対し、予審記録の引渡しを要請
  - フランス司法当局、ジブチ検事と国家治安長官に対して召喚状発付
- 2005年 フランス予審判事、ジブチの要請を拒否  
フランス予審判事、フランスを公式訪問していたジブチ大統領に召喚状を発付
  - ⇒ 大統領は拒否
- 2006年 ジブチ、本件を国際司法裁判所に提訴(1月)  
ジブチ検事と国家治安長官に対して、欧州逮捕状発付(9月)
- 2007年 フランス予審判事、外務大臣を介して召喚状ジブチに送達
  - ⇒ 大統領は拒否



### 2. 両国の主張

ジブチ	フランス
<ul style="list-style-type: none"><li>① フランスによる予審記録の引渡しの拒否が刑事司法共助条約等に違反する。</li><li>② フランスによる大統領ほか2名に対する召喚状の発付は、特権免除に関する国際慣習法等に違反する。</li><li>③ 管轄権の基礎は国際司法裁判所規則38条5項。</li><li>④ 訴状提出後のジブチ検事と国家治安長官に対する逮捕状の発付、大統領に対する召喚状の発付も国際法違反である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 国際司法裁判所の管轄権に同意する。</li><li>② 同意は、訴状の主題を構成する紛争にのみ有効で、訴状で明記されている請求の範囲に限定される。</li><li>③ 訴状における主題の範囲を超える請求について、管轄権の欠如または受理不能を宣言するよう求める。「紛争の主題」という表題が付され、予審記録引渡しの拒否に言及する、訴状の2項についてのみ管轄権を受諾した。召喚状および逮捕状の発付に関するジブチの主張について、裁判所は管轄権を有しない。</li></ul>



### 3. 判決の概要

#### 【訴状で言及された召喚状に関する管轄権】

○請求当時国が紛争主題とみなす事項が、訴状においてそのような表題のもとで特定されることは望ましいが、裁判所は訴状を全体として考察しなければならない。

○訴状は全体としてみると、2005年5月17日にジブチ大統領に送達された召喚状、2004年11月3日及び4日にジブチ公務員に送達された召喚状を含む、より広い範囲を有する。

○フランスは、訴状においてジブチによって定式化された請求を完全に認識しており、2006年7月25日の書簡を裁判所に送付したときには、訴状における主題を構成する紛争の特定の側面を、その管轄権から除外しようとしなかった。

○ジブチが訴状で言及する「ジブチの囑託に応じることの拒否」と「フランスの司法部から送達されたジブチ大統領とジブチ上級公務員の召喚状」両方の紛争主題に関する請求は、裁判所の管轄権の範囲内にある。

#### 【訴状提出後の召喚状及び逮捕状に関する管轄権】

○訴状提出後の事実や事象に対する管轄権に関する判例のなかで、裁判所の管轄権が応訴管轄に義務づけられたものはない。

○逮捕状に関する管轄権の問題は、2006年7月25日の書簡においてフランスが明示的に受諾した基準によって回答される。

○逮捕状は、新たな法的行為を意味するのであり、フランスが黙示的に裁判所の管轄権を受諾したと考えることはできない。逮捕状に関する請求は、裁判所の事項的管轄権の範囲外にある。

○2007年2月14日にジブチ大統領に対して送達された召喚状は、形式について訂正されたものでも、先行する(2005年5月17日に発付された)召喚状の反復でしかない。内容については、同一の召喚状であることは明らかであり、裁判所は両方の召喚状を検討する管轄権を有する。

#### 【フランスの義務違反の有無】

○フランスは、予審記録の引渡しを拒否する理由を明示しなかったため、理由の開示を定める条約への義務違反を認定した。

○その他のジブチの請求を全て却下した。

**裁判所は、国際司法裁判所規則38条5項に基づき、ジブチの一方的付託をフランスに送付し、フランスが同意をしたことで、裁判所の管轄権が成立した。**

＝ポイント＝

- 1978年に導入された国際司法裁判所規則38条5項に基づく提訴について本案判決が下される初めてのケース。
- 裁判所は、訴状において「紛争の主題」という表題が付された部分に限定せずに訴状全体から紛争主題を確定した。
- 裁判所は、訴状提出後の事実に関して、「新たな法的行為」という新しい基準を採用した。
- 裁判所は、「管轄権は、多様な方法で応訴管轄に基礎づけられうるものであり、そのすべてが38条5項に該当するわけではない」としている。

# 竹島問題：日本と韓国 — 共同付託を3回提案 —

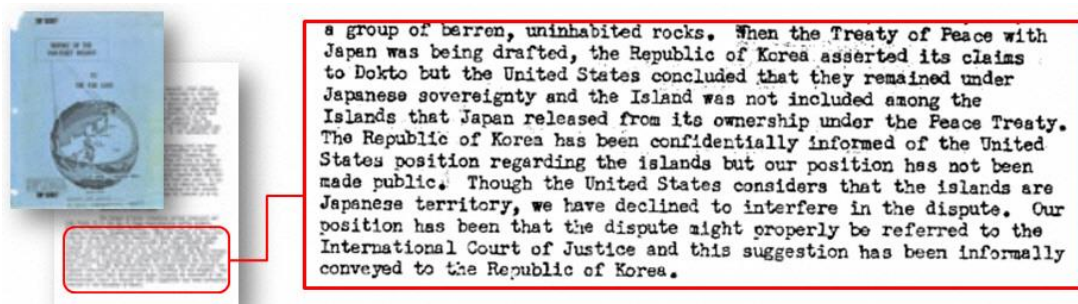
## 国際司法裁判所への付託の提案

1. 我が国は、韓国による「李承晩ライン」の設定以降、韓国側が行う竹島の領有権の主張、漁業従事、巡視船に対する射撃、構築物の設置等につき、その都度厳しく抗議してきました。

2. そうした中、我が国は、竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954(昭和29)年9月、口上書をもって竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを韓国に提案しましたが、同年10月、韓国はこの提案を拒否しました(注1)。1962(昭和37)年3月の日韓外相会談の際にも、小坂善太郎外務大臣(当時)から崔徳新韓国外務部長官(当時)に対し、本件をICJに付託することを提案しました。しかし、韓国はこれを受け入れませんでした。

3. さらに、2012(平成24)年8月、我が国は、李明博韓国大統領(当時)が、歴代大統領として初めて竹島に上陸したことを受け、改めて、口上書をもって竹島の領有権に関する紛争をICJに付託することを韓国に提案しましたが、同月、韓国は我が国の提案を拒否しました(注2)。

(注1)ICJへの付託は、1954年当時、米国も韓国に対して勧めていました。1954年に韓国を訪問したヴァン・フリート大使の帰国報告には、「米国は、竹島は日本領であると考えているが、本件をICJに付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行った」との記録が残されています。



▲ヴァン・フリート大使の帰国報告(写し)

(注2)ICJは、紛争の両当事者が同裁判所において解決を求めるという合意があって初めて当該紛争についての審理を開始するという仕組みになっています。我が国は、国際社会における「法の支配」を尊重する観点から、1958年以来、合意なく相手国が一方的に我が国を提訴してきた場合でも、ICJの強制的な管轄権を原則として受け入れています。しかし、韓国はこのような立場をとっていません。したがって、仮に我が国が一方的に提訴を行ったとしても、韓国が自主的に応じない限りICJの管轄権は設定されないこととなります。

# 韓国は、竹島領有権紛争を国際司法裁判所で解決しようという日本の提案に、どのような理由で応じないのか

1954年（昭和29年）9月25日、日本政府が口上書で竹島問題の国際司法裁判所提訴への付託を提案し、同年10月28日には韓国政府が口上書でそれを拒否

## 日本政府の見解

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表すとともに、竹島の領有問題に関し、次のとおり申し述べる光榮を有する。

1. 日本国政府は、竹島が日本国領土の不可分の一部であることを確信し、これを韓国領土なりとする大韓民国政府の主張をるいじの公文、特に1954年2月10日付外務省口上書壘二第15号をもって反ばくしてきた。しかしながら大韓民国政府は、日本国政府の見解を全く無視した。のみならず日本国政府の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯、同島周辺の日本国領海内における漁猟並びに同島における大韓民国領土標識及び燈台の設置等の不法行為が繰り返され、更に、最近同島より突然銃撃を受け損害を被るに至った。

2. 本件は国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を国際裁判に付託し判決を得ることにあると認められる。日本国政府は、紛争の平和的解決を熱望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に国際司法裁判所に付託することをここに提議する。

3. 日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして権威ある機関、すなわち、国際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、ここに、国際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する。

4. 裁判所の判決のあるまでの期間、両国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よって、外務省は、日本国政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同国政府の見解を同省に通報せられんことを要請する。

昭和29年9月25日

## 韓国政府の見解

大韓民国駐日代表部は、日本外務省に敬意を表し、独島領有の問題に関する1954年9月25日付け貴省の覚書に関して大韓民国政府の見解と決定を次のとおり貴省に送達する光榮を有する。

1. 多くの機会に韓国政府が明白にしたとおり、**独島は太古の時代から韓国領土であり、また現在も韓国領土である**。そうして、韓国政府は、独島に対する領土権を主張するすべての種類の日本の主張を根拠がないものであるのみならず、不当なものであると反駁してきた。前述の覚書の第1項に示された抗議が、ただ過去の覚書の反復に過ぎず、また、それが、日本が独島に対する領土権を持っているという全く根拠のない仮説に基づく、事実において首肯できないものであるので、韓国政府は、以前に示したとおり、同一の明白な理由と根拠に依って、当該抗議を反駁するものである。

2. 紛争を国際司法裁判所に付託するという日本政府の提案は、司法的な仮装で虚偽の主張をするまた一つの企てに過ぎない。**韓国は、独島に対して始めから領土権を持っており、この権利に対する確認を国際司法裁判所に求めなければならない理由は認められない。いかなる紛争もありえないのに擬似領土紛争を作り上げるのは、まさに日本である**。

日本は、独島問題の国際司法裁判所への提起を提案することによって、いわゆる独島領有権紛争に関して、ただ一時的にせよ自国を韓国と同等な立場に置こうとし、独島に対する韓国の完全で議論する余地のない領土権と、妥協し紛争の余地がないところに、日本のために架空の主張を出そうと企てている。

3. これに加え、韓国は40年以上も帝國的日本の侵略によりその権利を侵奪された事実を日本に喚起させるものである。日本政府がよく分っているとおり、侵略は次々と進行し、1910年に全韓国の日本との併合でもってその頂点に到達した。しかし、日本は、あらゆる実際的な目的のために、1904年に韓国を支配するため権力を掌握し、その時日本は韓国にいわゆる韓日議定書及び韓国と日本との最初の協定を強要した。島根県庁が独島を自称してその管轄権に包含させたのは、このような協定の一年後であった。したがって、**独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国領土であった**。

現在独島に対する日本政府の不合理な、しかし終始一貫した主張にかんがみ、韓国国民は、日本が同じ方法の侵略を反復しているのではないかと大いに疑っている。

4. 周囲の諸事実がこのごとくであるので、韓国国民にとって独島は東海に浮かぶ一個の小島に過ぎないのではなく、これは、日本と相對する韓国主権の象徴であり、また韓国主権の保全を試す実例である。

5. それゆえ、大韓民国政府は、独島問題を国際司法裁判所に提出しようという日本政府の提案を反駁することを遺憾に覚える。しかし、大韓民国政府は、日本政府が独島が韓国領土の不可欠の一部だということを確信する時まで、日本政府が持つかもしれない独島に関連するいかなる質疑にも常に応答するものである。

本代表部は、貴省に対し重ねて敬意を表する。

1954年10月28日 東京

## 日本の立場

第85回国会衆議院外務委員会議録第1号(1978(昭和53)年10月13日)より

質問:有効支配の定義について統一見解は?

○大森政府委員(外務省条約局長)

国際法上、領土の有効な支配という点につきまして、特に明確な定義があるというわけではございませんけれども、まず領土という点について申し上げますと、国家が領有する陸地を言いつつ、国家はその領土に対して主権を有するとされており、この主権は領土権あるいは領有権という言葉で表現されることもございます。この点につきまして、国家が領有するその領土に対して、国家がその領土に対する保有、統合、処分等の権能を含むものと国際法上されているところでございます。このような観点からいたしまして、領土に対する有効支配という意味は、一般的にはただいま申し上げたよう、国家の主権がある領土に対しまして、その主権が有効に行使されている状態を有効支配というふうに言える、そのように考えております。

質問:韓国が竹島を不法に有効支配をしている実情について韓国政府への申し入れはしたのか?

○園田国務大臣 先般の日韓定期閣僚会議で、外相会議の場所で、私は、竹島は不法占拠である、かつまた、両方の言い分が紛争しておるときには平和裏に話し合う、こういうことになっているのに、どんどん有効支配を実施していくことはけしからぬ、まずこれをやめよ、そして話し合いに移れということ強く主張いたしました。残念ながら、いままでからこの領土権の問題については前進することはできませんでした。

○井上(一)委員 この竹島の問題については、今後話し合いを強く続けるお考えをお持ちでございますね。

○園田国務大臣 そのつもりでございますし、韓国の外相との共同記者会見でも、その点はちゃんと申し上げてあります。

第136回国会衆議院外務委員会議録第8号(1996(平成8年)5月17日)より

〈赤羽一嘉理事質問中〉

昭和五十三年十月十三日の外務委員会において、井上一成議員の質問に対し、当時の条約局長が、これは尖閣諸島に関してのことだと思っておりますが、有効支配、これは実効支配と同義で使われているのだと思うのですが、有効支配については、国家の主権がある領土に対しその主権が有効に行使されている状態をいふと。

○加藤(良)政府委員(外務省アジア局長)答弁

竹島につきましては、先ほど申し上げましたように、事実上韓国側がその占有を強めるというような措置をとっていることすなわちその実効的支配の確立ということの意味するものではないということ私は申し上げているわけでございまして、実効的支配というにはそれなりの要件が要る、その中の一つに平穏な占有ということがある中で、関係国から一貫して継続的あるいは適時に抗議がなされている、申し入れがなされている、いわば時効の中断に相当するようなものがあるという状況のもとでは、必ずしも実効的支配というものが確立されたということにはならないという考え方があるわけでございます。

## 実効支配が重要視された例

実効支配は、竹島問題のように領有権をめぐる紛争に係る国際裁判で重視される傾向がある。たとえば、パルマス島事件(1928年)、東部グリーンランド事件(1933年)、マンキエ・エクレオ事件(1953年)、リギタン島およびシパダン島に対する主権事件(2002年)、ペトラ・ブランカ事件(2008年)などは、実効支配を重視した事例であると指摘されている。

もちろん、これらの裁判例で重視されたのは「領域主権が継続的かつ平穏に表示されている」という意味での実効支配である。「平穏」の要件を満たさない「事実上の占拠」や「事実上の支配」が重視されたわけではないことに注意が必要である。

## ポイント

- ・「実効支配」とは「主権が行使されている状態」のことを言う
- ・それは「継続かつ平穏」である必要がある
- ・竹島は、領有権を巡る問題で日本が事あるごとに抗議しており、「平穏」とは言えない
- ・国際司法裁判で実効支配が重視されるケースもあったが、「平穏」の要件を満たしてこそであり、竹島はこれに当てはまらない

# 「韓国の領有権は自明だから裁判で証明する必要はない」という主張は正しいか →この主張は認められない

## 1954年の国際司法裁判所（ICJ）付託提議拒否に至る経過

1951年7月 韓国がアメリカに「平和条約草案の朝鮮放棄条項に竹島を加えること」「マッカーサーラインの存続」等を要求した。しかし、アメリカはマッカーサーラインの存続は言下に拒否、翌8月、韓国大使宛公文で「竹島は韓国の領土でない」として条約草案修正要求を却下した。1952年1月 韓国が一方的に、李承晩ライン宣言で主権を持つとした水域に竹島を取り込む。日本は直ちに抗議した。ここから、両国政府間で竹島領有紛争が発生する。

韓国は、平和条約草案起草者であるアメリカとの交渉で得られなかったことを、李承晩ライン設定という一方的な行為で実現しようとした。

年	月・日	事項
1953	6月	海上保安庁の巡視船が竹島上陸中の韓国人漁業者を取り調べ、島根県が領土標識（木柱）・制札を建立
	7月	巡視船が銃撃を受ける
	7月・9月	第1回日・韓政府見解往復
1954	2月・9月	第2回日・韓政府見解往復
	5月	日本の漁業者がアワビ等を採用
	6月	韓国が海洋警察隊を派遣
	8月	巡視船が島上から銃撃を受ける
	9月25日	日本がICJ付託を提議
	10月28日	韓国が拒否
	11月	巡視船が砲撃を受ける

竹島領有根拠に関する政府間の見解往復が始まった1953年7月に日本の巡視船が竹島で銃撃される。1954年6月に韓国は海洋警察隊を派遣。日本の巡視船を攻撃・占拠。

### 拒否の理由

- ・韓国は最初から領有権を持っているのでICJで領有権を証明しなければならない理由が何一つ見つからない。
- ・独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国の領土である。今、独島に対する不当で執拗な日本政府の要求を見て、韓国人は日本が過去と同じ侵略を繰り返すのではないかと深刻に疑っている

### 紛争の存否は客観的に判定されるもの

日本は多くの国際判例を引用して、紛争の存否は客観的に判定されるものであり、紛争当事国の一方が「存在しない」と言えば紛争がなくなるわけではないことを証明

韓国は1965年の日韓国交正常化に際して締結された「紛争の解決に関する交換公文」に関しても、**紛争が存在しないから竹島問題は同交換公文の対象でない**と主張している。

## 今も継承される半世紀以上前に作られた意識

1954年10月

「独島は日本の侵略の最初の地」

1952年の李承晩ライン宣言以降、日本との口上書のやりとりが行われたが、このような刺激的な文言は1954年10月28日の韓国政府の見解の中で初めて使われた。

2018年3月

文在寅大統領「三一節」の演説  
(出典:京郷新聞)

独島は日本の朝鮮半島侵奪過程でもっとも最初に強奪された我々の地です。我々の固有の領土です。今日本がその事実を否定することは帝国主義侵略に対する反省を拒否することと異なりません。

2017年5月

韓国の中学3年生が島根県の社会科教師へ出した手紙

「独島は我々には痛い歴史の地です。過去日本が韓半島を侵奪した過程でもっとも最初に併呑された地です」

### ポイント

「独島は最初の犠牲の地」、これを成り立たせるためには日本が竹島を編入した1905年より前に朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していた証拠を示さねばならないが、それは未だ行われていない。

# 単独提訴とは

- ・「単独提訴」とは、応訴管轄の成立を狙って請求をICJに送付すること
- ・ICJ規則上、「単独提訴」は可能

## 単独提訴への動き

島根知事、竹島問題解決へ要望書  
宮腰光寛担当相に 2018.11.8 19:51

宮腰光寛領土問題担当相は8日、島根県の溝口善兵衛知事と内閣府で会い、韓国が実効支配を続ける竹島（同県隠岐の島町）の領土問題解決に向けた取り組み強化を求める要望書を受け取った。宮腰氏は「極めて難しい問題だが、島根県と力を合わせて取り組みたい」と述べた。

要望書には（1）国際司法裁判所（ICJ）への単独提訴を含む新たな外交交渉（2）「竹島の日」の閣議決定や政府主催式典の開催（3）隠岐の島町への啓発施設設置などを盛り込んだ。

産経ニュース（デジタル版）



宮腰光寛領土問題担当相（右）に要望書を手渡す  
島根県の溝口善兵衛知事＝8日午後内閣府

平成30年11月に、平成31年度の国の予算編成等に際して、県政推進上の重要施策に係る予算化等の実現を図るため、知事と県議会議長が、国の各府省等に提案・要望活動を行った。内閣官房、外務省、内閣府への島根県提案・要望事項中、竹島関連は以下の通り

### 1 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

（1）政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。

（2）竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。

（3）領土権の早期確立に向け、**国際司法裁判所への単独提訴**を含め外交交渉の新たな展開を図ること。

（4）国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の町の閣議決定を行うこと。

（5）竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

## 領土紛争のICJでの解決例

### ペトラ・ブランカ島（シンガポール、マレーシア）

ペトラ・ブランカ（マレーシア名はバトゥ・プター）島は、マレー半島南部の海岸から約14キロメートル沖の岩礁。シンガポール・マレーシア両国が国際司法裁判所（ICJ）で帰属を争い、2008年月にシンガポールへの帰属が決まった。

以下は、『環りの海 竹島と尖閣 国境地域からの問い』（2015年 琉球新報、山陰中央新報著）より

日本政府は竹島の領有権問題で、ICJへの提訴を韓国側に呼びかけたが、韓国側は応じていない。マレーシアとシンガポールが提訴と結果を受け入れた背景には何があったのか。

多くのマレーシア人がシンガポールで働くなど、両国の生活、産業の結びつきは強い。クアラルンプールに住む中国系マレーシア人の元ジャーナリストの男性（69）は「マレーシアとシンガポールは昔から共に英国の影響下にあり、法による解決を理解できる素地があった」と分析する。さらに「韓国は日本の植民地支配を受けたことと領土問題が直接関係していると考えており、提訴を受け入れるのは困難だろう」と日韓との違いも指摘する。

マレーシアとシンガポールには、領土問題で衝突しても簡単には崩れない二国間関係が存在したと言えよう。

## 単独提訴をすれば、、、

○黙認の回避＝時効を止める

○宣伝効果

○日本が韓国の主張に同意していないことを国際社会に知らしめることができる

○日本の意思を韓国に知らしめることができる

○日韓関係の悪化は避けられないが、竹島問題は歴史問題ではなく、国際法上の解決が求められることをアピールできる